

佐世保市教育振興基本計画(第4期)策定検討委員会(第1回) 会議録

- 1 日 時 令和5年9月25日(月曜日)18時30分から20時30分まで
- 2 場 所 総合教育センター 3階中研修室3
- 3 出席委員 木村委員、古賀(良)委員、下田委員、吉田委員、原口委員、金氏委員、吉田委員、馬郡委員、萩原委員、知名委員、迎委員、中野委員、古賀(久)委員
- 4 説明者 陣内教育長、大藤教育総務部長、栗林学校教育部長、岡子ども未来部長、富野学校教育部次長、鳩山学校教育部次長兼学校教育課長、溝口総務課長、大宅教育施設課長、武尾社会教育課長、中村文化財課長、宿利スポーツ振興課長、中尾図書館長、藤原学校保健課長、藤川総合教育センター長、高橋教育センター所長、川口青少年教育センター所長、古川幼児教育センター所長
- 5 会次第
 - 1 開会
 - 2 委嘱状及び人事発令通知書交付
 - 3 教育長あいさつ
 - 4 委員紹介
 - 5 委員長、副委員長選出
 - 6 委員長、副委員長あいさつ
 - 7 諮問
 - 8 議事
 - (1)事務局説明
 - ・資料の確認
 - ・佐世保市教育振興基本計画策定の必要性について
 - ・諮問の概要について
 - ・策定検討委員会のスケジュールについて
 - ・教育大綱の改定について
 - ・教育振興基本計画(第3期)の振り返りについて
 - (2)意見交換
 - 9 事務局からの連絡事項
 - 10 閉会

【事務局】

定刻となりましたのでただいまから、佐世保市教育振興基本計画(第4期)策定検討委員会を開催いたしたいと思います。本日はご多用の中、当会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

す。また、皆様におかれましては、委員への就任についてご快諾いただき、誠にありがとうございます。本日が第1回目の会議でございますので、本会議の委員長副委員長が選出されますまでの間、会次第に沿いまして、進行を務めさせていただきます。

議事はお配りしている会次第に沿って執り行います。本委員会の委員皆様方の任期は、本日、令和5年9月25日から令和6年3月31日までの期間となっております。それでは早速ではございますが、教育長から委嘱状及び人事発令通知書を交付させていただきます。

●委嘱状及び人事発令通知書交付●

【事務局】

続きまして、教育長からごあいさつを申し上げます。

【教育長】

皆様改めましてこんばんは。皆様には今後の本市の教育の方向性を示す第4期佐世保市教育振興基本計画の策定にかかる委員をお引き受けいただきました。また、本日は大変お忙しい中に昼間のお仕事でお疲れのところ会議にご出席いただき重ねてお礼申し上げます。それぞれの分野でご活躍の皆様が委員就任にご快諾いただきましたこと、本当にありがたく思っております。

振り返ってまいりますと、第3期教育振興基本計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という予測困難な時代の象徴ともいえるべき事態が発生しました。この感染症の感染拡大を一つの契機としまして、全国の子どもさんたちに1人1台端末を配付するというような GIGA スクール構想をものすごいスピードで対応し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る大きな変化だったと思います。この変化というものは端を発したばかりで緒にもついておりません。我々がしっかりと支えていかなければならないと考えております。

また、現在、佐世保市における不登校児童生徒の数が右肩上がりであり伸び続けている大変心配している状況が発生しております。このように、時代時々の中で、新たな課題が生まれております。とは言っても、教育の中には決して変えてはいけないものも当然ございますし、姿は変わっても、その根幹は変わっていないものもございます。動きが大変激しい中でこれから4年間の佐世保市の教育の一つの羅針盤のようなものが当計画でございます。

皆さんの。本当に本心というか本音というか魂の叫びをたくさん聞かせていただいて、それを私どももいろいろ聞かせていただき、活かしながら少しでもいいものを作っていこうと思います。限られた時間ではございますが、皆様に期待しているところも多くございますので、ぜひ忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは事務局から本委員会の委員に就任いただきました。皆様のご紹介をさせていただきます。座席の並びに従いましてご紹介いたします。

●委員紹介●

【事務局】

次に佐世保市教育委員会事務局の紹介をさせていただきます。

●事務局紹介●

【事務局】

以上です。お時間をいただきありがとうございました。

それでは、この委員会を進行するにあたり、佐世保市附属機関の組織及び運営に関する規則第4条第1項に基づき、この会の委員長及び副委員長の選出をお願いしたいと思います。また、同規則第4条第2項に基づき、選出の方法は、委員の互選でお願いしたいと考えておりますか。どなたかご推薦いただけないでしょうか。

【委員】

事務局から何か案がありませんか。

【事務局】

事務局からご提案させていただいてよろしいでしょうか。それでは委員長には長崎国際大学副学長の木村委員、副委員長には佐世保市教育会会長の古賀委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(拍手)

【事務局】

それでは、委員長を木村委員に副委員長を古賀委員に決定させていただきます。お二方は委員長、副委員長のお席をお願いいたします。それではお二人からそれぞれ一言ご挨拶をお願いいたします。

【委員長】

改めまして、木村でございます。ただいま委員長の大役を仰せつかりました。身に余る役でございますけれども、委員の皆様方のご協力ご指導いただきまして、円滑な議事進行に努め、実りのある会議にしたいと思っております。どうぞご協力よろしくお願いいたします。

【副委員長】

改めまして、副会長の大役を仰せつかりました古賀と申します。佐世保市教育会の会長ということでここに出ておりますが、子どもたちの将来的な健全育成含めて、何かと忙しく変わっている世の中でございます。何らかの形で教育が基本じゃないかということはいつも考えておりますので少しでもそういうお手伝いできればいいのかなというふうに思います。木村委員長のもとでしっかり支えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、これ以降の議事の進行をお願いいたしますが、議事に入ります前に、この会議の公開について、確認させていただきたいと思います。本会議は、情報公開の対象であり、傍聴を受け付けることとし、会議の内容については、会議録の閲覧を可能としています。

会議録は、要録とし、発言者は、「委員長」、「副委員長」、「委員」、「事務局」とし、氏名は掲載しないものと考えております。また、会議録の公開は、各委員の承認を得た後とするよう考えておりますが、御了解いただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

【事務局】

それでは事務局提案の通り、会議の公開について取り扱いたいと思います。それでは委員長進行をお願いいたします。

【委員長】

はい。それでは会議次第に沿って進めて参りたいと思います。まず、事務局から諮問をお願いいたします。

【教育長】

●諮問書の読み上げ●

【委員長】

それではただいま諮問を受けました案件につきまして、議事に入りたいと思います。

まず、本日の会議の成立を確認いたします。本会議は委員全14名で構成されております。佐世保市附属機関設置条例第2条第2項に基づき設置する附属機関の組織及び運営に関する規則第5条第2項により、「委員会等は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない」とありますが、本日の委員出席は13名であり、半数の7名を超えていますので、本会議の開会の成立を確認いたします。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

- 会次第⑧議事(1)事務局説明の「佐世保市教育振興基本計画策定の必要性について」から「策定検討委員会のスケジュールについて」までを一括説明●

【委員長】

どうもありがとうございました。ただいま、「教育振興基本計画策定の必要性について」、「諮問の概要について」、「策定検討委員会のスケジュールについて」、この三つにつきまして一括してご説明いただきました。これまでのところで何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

質疑がないようでございますので、続きまして、事務局説明の「教育大綱の改定について」をご説明願います。

【事務局】

●会次第⑧議事(1)事務局説明の「教育大綱の改定について」を説明●

【委員長】

ただいま教育大綱の改定について、その根拠と、構成案、それから佐世保市教育行政の目指す姿についてご説明いただきました。何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【委員】

佐世保市教育大綱は市長のもと示されるということでもございましたけども、その時期を教えてくださいたいと思います。また、事務局の説明から、現在の大綱を基本とするということでもございました。こども基本法が策定されて、こども基本法にはとても大事な6つの基本理念というものがございまして。私は0歳からの幼児教育の分野でここに座らせていただいておりますが、佐世保市教育大綱の基本理念を読みますと、何か学校、家庭・地域社会であるものの学校が先に来て、その学校というものが、小学校以降の学校教育に該当すると思えません。

こども基本法を事務局の方見ていただきまして、その6つの基本理念をお読みいただければと思います。そしたらもうわかりになっていただけないかなと思います。少しばかり参考にさせていただければと思います。

【委員長】

まず一つは宮島市長の方針が示される時期。それから、先ほど国の教育振興基本計画というものを参酌してと、こういうふうな説明があったんでございますけれども。資料6ページの基本方針と国の教育振興基本計画の内容を照らし合わせると必ずしも参酌したようになってないところがある。事務局いかがでしょうか。

【事務局】

事務局です。まず、教育大綱の改正の時期につきましては、10月10日の総合教育会議の後に、早急に内容の方を整理して、改正をする必要があると考えております。先ほど、策定のスケジュールについてご説明をいたしました。12月までには新しい教育振興基本計画の案を作成していただく流れを予定しておりますので、次回の10月か11月の策定検討委員会には、改定がなされるのであれば、改正された新しい教育大綱を報告したいと考えております。

また、それと基本理念の部分でご指摘ありましたこども基本法の規定について、こちらの方も事務局でも中身を確認いたしまして、十分に精査をした上で、今後どのような形で基本方針に盛り込むのか検討をさせていただければと思っております。以上です。

【委員】

こども基本法、子ども大綱について、事務局はご覧になられたことはありますか。

【事務局】

事務局です。こども基本法については、法律が令和5年4月に施行された時点で、中身は見ましたけれども、詳細についてまで、現時点で把握しているという状況ではございませんので、改めて確認させていただきたいと思っております。

【委員】

宮島市長が公約のときに、子育て支援については1丁目1番地にするとおっしゃっていただいておりますので、ぜひそのところをよくご理解をいただいて、大綱の中に組み込んでいただければと思います。

【委員長】

はい。どうもありがとうございます。他に何かご意見等ございますでしょうか。

今ご指摘いただいた部分は、本質的な重要な部分だと思いますので、また次回、詳細をご説明いただければと思います。

それでは続きまして事務局説明の、教育振興基本計画(第3期)の振り返りについて、事務局からの説明をお願いします。

【事務局】

●会次第⑧議事(1)事務局説明の「教育振興基本計画(第3期)の振り返りについて」を説明●

【委員長】

はい。どうもありがとうございました。ただいま、佐世保市教育振興基本計画(第3期)の振り返り、それから、第3期計画を策定した後の新しい状況に対応して出てきた課題についてご説明いただきました。

それではただいまより、意見交換に入りたいと思います。何かご意見ございますでしょうか。

【委員】

公民館がコミュニティセンターに変わりましたが、特別に変える必要があったのかと考えております。コミュニティセンターを主管するところはどこですか。

それからもう一つ。市民体育祭についてですが、市民体育祭から名前が変わって、「スポーツマンズ」となりましたが、スポーツマンズって何ですか。スポーツは楽しいとか健康づくりも含めてあると思いますが、見るスポーツ。それから、やるスポーツ、それから、優劣を決めないスポーツもあるかと思えます。これまで市民体育祭として51回開催して、今年第1回させばスポーツマンズに変わったと。市長が変わったからではないかという話もありました。スポーツマンズとは何か教えてください。なぜ名前が変わったのか。以上、2点教えてください。

【委員長】

はい。よろしゅうございますか。公民館からコミュニティセンターになったその理由とコミュニティセ

ンターを主管しているのはどこか。もう一つは市民体育祭がさせばスポーツマンズに変更した理由したについて。事務局いかがでしょうか。

【事務局】

まず、公民館のコミセン化につきましては、令和3年4月に地区公民館をコミュニティセンターといたしました。地区公民館をコミセン化することによって、利用しやすくしよう、より住民の近くにある存在となるためのコミュニティセンター化ということが一つでございます。

もう一つ所管でございますが、コミュニティセンターの管理運営につきましては、市民生活部の方で担当しております。そして、コミュニティセンターの自主事業、主催事業でありますとか、コミュニティセンターの職員の研修につきましては、教育委員会社会教育課の方で担当させていただいているところでございます。

地区公民館がコミセン化になるときに、社会教育委員の会でありますとか生涯学習関係団体から、付帯の意見をいただいております。それはこれまで地区公民館でやってきた主催事業を継続していくようにというのが一つでございます。もう一つが、これまでの公民館職員の資質向上を図るために、職員研修を継続するようというご意見をいただいておりますので、その部分につきましては社会教育課の方で継続して今取り組ませていただいているところでございます。以上です。

【事務局】

スポーツマンズに市民体育祭から変更した理由といたしましては、以前から市民体育祭は市民総参加の大会であるというふうな謳い文句でやっておりました。実際に競技をやられている方は、イベントや大会として参加されているところでしたが、それ以外の方が運動していくのに参加するような仕組みになっていないのではないかというふうなご意見等がございました。昔は大会というのは行政が主導してやるものが多かったわけですが、最近では競技団体とか、個人での大会も参加できるようになりまして、競技大会自体がたくさん開催されているところでございます。

そういう状況を受けまして、我々としましては競技者が大会をやっていただくっていうのは当然ですが、スポーツをあまりこれまでやってこられなかった方、若い時にはやっていたけど就職して仕事したら、ちょっとやめてしまったとか、結婚して子どもを持って子育てしているのでちょっとなかなかできないといった方を、もう1回スポーツや運動していただくというふうな取り組みができないかということで、大会を開催するというよりも、色々なところで活動が行われるということを広く周知するために、1ヶ月間、10月の1ヶ月間をスポーツマンズという形で、参加しなかった人が参加しやすいような仕組みに変えていっているところです。

今後につきましては、各競技団体と話し合いをしながら、どういう形に変えていくべきではないかというところを検討していきたいと考えております。以上です。

【委員長】

よろしゅうございますか。ただいまのご説明は体育祭や運動会という名称よりも、月間行事としてスポーツを楽しむ、委員の方からも発言がありましたが、やるスポーツ、見るスポーツといった、いろんなスポーツの裾野を広げていくというような意図で、名称変更をしたということだと思えます。

これに関しては先ほど委員さんの方からも、昔の公民館とか体育祭がわかりやすくいいんじゃないかということがありまして、やっぱり市民に説明する時にですね、やっぱりそうした、横文字にすることの妥当性といいますか、意図をしっかりと説明することが必要ではないかと思います。他にいかがでしょうか。

【委員】

先ほど事務局の方からお話がありましたように、スポーツ振興課と佐世保市スポーツ協会とは連携しながら、この市民体育祭について、形のあり方をこの数年ずっと検討して参りました。

市民体育祭と県民体育大会は若干ニュアンスが違う催しでありまして、県民体育大会の方は競技会の色が濃い大会で、市民体育祭はもともと、市民の皆さんにスポーツを楽しんでもらおうということで、1順目の長崎国体が終わった後に開催されたものですが、だんだんと、各競技団体が年間を通してやっている大会の一つという動きになってきているという現状がございました。それで、いろんな形を見いだすべきじゃないだろうかというところで、今回、このようになりました。

今年度については10月の最初の日曜日には、こういうイベントをしてみようか。スポーツに限らず、レクレーションを含めた市民が参加できるものを目指すというのが趣旨でした。

いろんなことを踏まえながら、模索している状況なので、今年始まって、来年また違う形になるかもわからないし、競技を普段やっている人達のための1大会ではなくて、競技をしてない人がこの種目をやってみるっていう大会等にも移行できないかなということも考えているところです。でき上がったビジョンが見えているわけではないですが、考え方としてはそういうより市民のお祭りに近いものに持っていくというのが、趣旨だと思っております。

【委員長】

どうもありがとうございました。ただいま委員から、先ほどの事務局の説明に対するご丁寧な補足説明をいただきました。競技者、競技団体に特化した大会を、そういうスポーツを普段からやっている人が参加する大会よりも、先ほど申しました月間行事として広く普段スポーツをしない人の参加も促していきたい。そういった問題意識で模索中とのことでした。他にいかがでしょうか。

【委員】

今、子どもを取り巻くいろんな変化がありましたけど、子どもの数はどんどん減っていくけど、不登校やいじめの問題というのは増えているという状況の中で、PTA連合会としては、教育委員会の方と相談しているところもありますが、資料6の2ページでは「幼児教育センターでは、研究機関とともに本市の課題に沿った調査・研究を継続し」とあります。また、「本市の実情に応じた情報を様々な方法で周知していく」とありますが、これどういった情報なのかということと幼児教育センターで行っている研究がどういった方向性なのかを知った上で、会議を進めていただきたいのですが、教えていただけないでしょうか。

【委員長】

はい。いかがでしょうか。

【事務局】

「研究機関とともに本市の課題に沿った調査・研究を継続し」というところのご質問かと思えます。本市は、西南学院大学と包括的連携に関する協定を平成30年に結んでおります。その中で本市の保幼小連携に関する調査・研究を継続しております。内容としましては連携に関する取り組み、そして、アンケート調査を行っております。アンケート調査の対象は市内の小学校と乳幼児保育施設となっております。そのアンケート調査の結果をもとに調査・研究を行っております。内容は市のホームページにも掲載しております。

情報発信については、市のホームページや「母子モ」という母子手帳アプリ、佐世保市教育センターの先生方のご協力を得ながらの情報発信、子育て応援サイト「すくすく SASEBO」など様々な方法で行っているところです。

【委員】

幼小連携を佐世保市の教育の現場のほうではどのようにされているのかをお伺いしたいのですが、2013年からアンケート調査の実施や、市のホームページでの公表といった取り組みはされているということで、この後ぜひ見ていきたいと思えますが、幼小連携のところについて、佐世保市独自の取り組み等がございましたらお伺いしたいと思います。

【委員長】

いかがでしょうか。

【事務局】

保幼小連携ということで幼児教育センターが事務局となって取組をさせていただいております。内容といたしましては、保幼小連携推進委員会を年に2回開催し、その中で本市の保幼小連携の取組についての方向性についてご審議いただき、それに基づいた活動を行っております。

【事務局】

佐世保市としての特徴的な取組を1点だけご紹介させていただきますと、保幼小連携カリキュラムというものがございまして、小学校での学びと、幼児期までの育み方を円滑につなぐための独自のカリキュラムを作成するということがございまして、連携を図っているということがございます。以上です。

【委員長】

はい、どうもありがとうございました。保幼小連携カリキュラムを策定しているとのことでした。他いかがでしょうか。

【委員】

幼児教育センターでは幼稚園、保育所、認定こども園、たくさん研修会を開いていただいて、また先ほどから、保幼小の連携ということもありまして、小学校と連携するためにはどうやったらいいのかわ

ていうのを、センターが主となって開催をしていただいていること、心から感謝を申し上げるところでございます。

そこですが。以前からお話をさせていただいておりますけども、なぜ保幼小連携なのか。以前は幼保小連携でした。ある時から保幼小連携に変わって、今に至るわけです。といいますのも、全国的に資料見ていただきますと、どこを見ても幼保小連携です。先ほど委員からネーミングの変更についてのご質問ありましたけど、ネーミングってとても大事だと私も思います。これを変えられたがゆえに、いろんなところで反発がくるわけです。保幼小連携ではなく、私は幼児教育の関係者の1人として、幼保小連携と名前を変更していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、この幼児教育に関連することですが、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校の連携は他のところからも事例を教えて欲しいと言われて、たくさんお話をさせていただいているところです。それに付け加えて、もう一つ、乳幼児期の時には、保護者の方が仕事終わるまで、夜の7時8時まで各乳幼児施設にいるわけですが、小学校に行ったらそのあと行くところがなく、今ものすごく需要が高まっているのが学童教室です。保育所に行っていた子どもたちも学童教室に変わるわけですが、そこで、学童教室に来たのに、何の情報も小学校にお問い合わせをしてもらえないという事例がすごく多くあります。

うちは幼稚園を担当しております、保育所もありますけども学童教室4ヶ所あって、そこに通っている子どもたちのことについては、各小学校に情報共有をしてほしいということでお尋ねをした時には、いろんな話をさせていただきますが、それはあくまで幼稚園の先生として、保育園の先生として話をしに行って、情報共有をしていただけるわけです。

それが、学童教室の指導員として、学校に情報共有をお願いしたところ、学童教室に教えられない、個人情報があるので教えられないということだと思えます。子どもたちを預かる施設としては変わらないのに、なぜそういうような状況が出てきているのか、特別に支援が必要な子どもたちは学童教室にも来ますし、情報がほしいわけです。

学童教室での様子を教えてほしいという小学校からのお尋ねに対しては、隠す必要もないのでお伝えいたしますけれども、逆に学童教室に来ている子どもたちの小学校での様子を教えて欲しいと言った時には、シャットアウトされるわけです。学童教室は子どもたちの成長のための、育ちの場であるというふうにご理解いただきたいと思っておりますので、この状況は改善をして欲しいなと思っております。

質問は、この幼児教育という部分の中に、幼児教育センターっていうところまで入って、児童センターもないし、学童教室もない、何かその学校に位置付けないというような理由がもしあるのであればお聞かせをいただければと思います。

【委員長】

はい。どうもありがとうございました。

2つポイントがあろうかと思えます。一つは従来幼保小連携と言っていたものが、なぜ保幼小連携というふうに言われているのか、ということについて説明を求められました。もう一つは特に特別な支援が必要な子どもたちが通うこともある学童教室。その情報のあり方、連携の取り方について、問題があるのではないか。児童センターとか学童教室というのが、学校教育とは違うというような形で情報がシャットアウトされているというような面があるので、そこは改善の必要があるだろう。そういったご質問だったと思いますが、何かご回答ございますか。

【事務局】

まず、保幼小連携の話からですが、私の記憶によれば最初から佐世保市の場合は保幼小連携というような形だったかと思えます。幼保小連携と言われる前から保幼小連携、平成15年だったかと思えますけど、全国に先駆けてやり始めたのかというふうに記憶しています。いわゆる1、2歳の保育から教育という形に行くので、保育園、幼稚園、小学校で保幼小連携だというふうになったというように私は伺っておりますので、そのあとに全国的に幼小連携が必要だ、幼保小連携が必要だという話になったと聞いております。ですので、全国に先駆けて始まった佐世保市が保幼小連携と表現したそれが今でも続いているというふうな認識でございます。

【事務局】

お尋ねいただきました、個人情報のために連携がうまくいかないような状況があったということについてですが、まず、基本的に押さえておきたいのが、子どもたちをよりよく育てるために、教育に関わる関係機関が連携を図っていくことは、必要なことだと認識をしております。

学校からの情報が十分にもたらされなかったという状況につきましては、詳細が現段階ではわかりませんので、私の方から、何とも言いづらいところがありますが、必要に応じて改善、または指導をしていきたいというふうに考えております。以上です。

【委員】

すいません。言った、言わないになるとおかしいので、よく調べていただければと思います。私もずっと前会長からずっと引き継がれて、最初は幼保小連携だったということと言われて、おそらく資料もあると思います。ちょっとお調べいただいて、ご覧いただければそういう理由も最初からそうだったから構わないということではなくて、なぜ佐世保だけが保幼小というネーミングなのって言われるわけなんです。それが最初からそうだったからってということではなくって、日本全国、大半のところは幼保小連携と言っているにもかかわらず、なぜ佐世保はその名前をずっと守るのかっていうところについても、ご検討いただければと思いますのでよろしくお願いします。

【委員長】

また改めてご回答いただくということでもよろしいでしょうか。

それから2点目の学童教室や児童センターといったところの連携についてはそれを全くシャットアウトするつもりはないと。子どもの教育に携わる機関の連携というのは、十分に模索していきたいということでもございましたので、またそういった問題で、改めて検討していただければと思います。他にいかがでしょうか。

【委員】

資料6の5ページ目ですが、コミュニティスクールの拡充という項目がありますが、次々にコミュニティスクールが指定されているということで、非常に地域を巻き込んでおり、今の子どもの現状や生活の現状だったということを考えると、コミュニティスクールが地域の核となっているということで、非常に

いい取組だなと思っております。

このコミュニティスクールを運営されるにあたって、何かしら成果などが具体的に何かあるのかどうかでこれを拡充するというような方向になるかと思えます。今後、社会の変化が進んでいく中で、コミュニティスクールの拡充についてどういうビジョンを持っておられるのかというところをお聞きできればなと思えます。

【委員長】

はい。いかがでしょうか。コミュニティスクール拡充の成果というところで、具体的な例がありますか。

【事務局】

コミュニティスクールにつきましてご質問をいただきました。

まず、成果としまして、学校で子どもたちに身につけさせたい資質能力を地域と共有して、学校においても、地域においても、当然家庭におきましても、目指すべき目標を共有して一緒に教育にあたってきたというところで、効果があったという意見は聞いております。

また、それぞれの地域に魅力的なヒト、モノ、コトっていうのがあると思えます。その学校ならではの教育といえますか、その学校でしか実現しない教育、そういったより魅力的な教育活動が、コミュニティスクールそれぞれにおいて展開されているという非常に嬉しいご意見をいただいております。以上です。

【委員長】

よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。

はい、それでは特にないということで、時間も迫っておりますので、本日いろいろ頂いた意見、その回答の概略を取りまとめたいと思えます。

まず、教育振興基本計画策定のスケジュール、それから佐世保市の大綱について、これに関連いたしまして、委員の方から、こども基本法やこども大綱の参酌の度合いについてご質問がございました。これについては十分それを精査しているということでございますけれども、必ずしも反映されていないような点がございましたので、また改めてご説明いただければと思えます。これに関連しまして市長が、佐世保市の一丁目一番地として子育て支援を行っていくということをおっしゃっているので、そうしたことをどういうふうに反映させていただくということについてもぜひご要望を承っていただければと思えます。

公民館をコミュニティセンターにしたこと、市民体育祭をさせぼスポーツマンズというふうに変更したということについて、その根拠、理由についてのご質問がございました。コミュニティセンターにつきましては、教育委員会と市民生活部の連携の中で、そうした地域の実情に合わせた活動を展開していく中で、よりふさわしい名称ということでコミュニティセンターというふうに変更をしたということでございます。それから、させぼスポーツマンズに関しましては、幅広く普段スポーツをしない人も参加できるような月間行事という形で位置づけることによって、スポーツを楽しむ層の裾野を広げていくというようなことでした。これに関しましては委員の方から補足して、県民体育大会と市民体育祭の関係性というようなことも含めてご説明をいただきました。

子どもを取り巻く不登校やいじめ等の状況といった課題は、幼児教育段階から取り組まなければならないということで、より幼児教育センターの果たす役割が非常に大きいように思うけれども、本市独自の情報の発信はどういうものなのか、それから調査研究ということはどういうふうな形で成果として現れているのかということのご質問がございました。これに関連しましては、西南学院大学との包括連携協定に基づく研究が行われていて、定期的に成果が報告されている、また、情報発信ということについては、様々なアプリ等の情報媒体によって発信しているので、それを活用していただきたいということでございます。

それから、幼少連携につきまして、佐世保市独自の教育現場での取り組みはないかというようなご質問がございました。これに関しましては学校教育課の方から、保幼小連携カリキュラムというものを策定することによって独自の取り組みをしているとのことでした。

こうしたことに関連しまして、委員からなぜ佐世保市は全国的に幼保小連携という言葉を使うのに対して、保幼小連携という言葉を使っているのかといったご質問がございました。これに対しては、佐世保では当初から保幼小連携というような用語を用いてきたというご説明がございましたけれども、改めて整理して次回報告をいただくということになっております。

それから、学童保育において、学校教育の情報がシャットアウトされている、特別な支援を必要とする子どもたちの情報が必ずしもスムーズにそこに行き渡らないということで、子どもを支援する上で一つの阻害要因になっている。そういったご指摘でございましたけれども、これに関連しましては、そうした情報をシャットアウトするつもりは全くないということで、子どもの教育に携わる機関が協力して情報共有し、子どもを支援していく必要があるという認識がなされました。

最後にコミュニティスクールの拡充の成果ということについて説明をとということでございましたけれども、目指すべき目標を学校、地域で共有して一緒に教育にあたっていくというようなことで、一定の効果があがっているというふうな認識が示されました。それから、地域それぞれの魅力的な教育というものがコミュニティスクールを中心に取り込まれていまして、一定の成果が上がっている。そういった報告があったということでした。

以上が本日の意見交換の内容であったかと思いますが、よろしゅうございますか。

はい、それでは以上で議事を終了いたします。

最後に事務局の方から連絡をお願いいたします。

【事務局】

委員長ありがとうございました。

●次回の会議の開催についてなどを説明●

本日の会議はこれもちまして終了いたします。長時間どうもお疲れ様でございました。